
大陸棚の共同開発

濱本 幸也

Hamamoto Yukiya

はじめに

平成19年4月11日の温家宝中華人民共和国国務院総理の訪日時に出された日中共同プレス発表⁽¹⁾によれば、日中双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、「最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互惠の原則に基づき共同開発を行う」ことについての共通認識に達した。その際の共同開発の対象は、双方が受け入れ可能な比較的広い海域とされている。

大陸棚の境界が交渉により画定できない場合に、境界画定そのものに先だって共同開発⁽²⁾を行なう場合がある。その一つの例が、1978年に発効した「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」(以下、南部協定と言う)である。その後、作成された国連海洋法条約(UNCLOS)第83条3においても、境界画定の合意が得られるまでの間の暫定的な取極に関する規定が置かれている。

以下では、まず日中間の大陸棚をめぐる問題の現状に簡潔に触れたい。そのうえで、わが国にとっての共同開発の先例である南部協定について記述する。なお、日中間の大陸棚をめぐる問題の交渉は現在行なわれている最中であり、本稿はその結果を南部協定のような共同開発にすべきと主張するものではない。単に、日中間の問題を考えるにあたり、一つの先例として参考になりうる要素があるか、検討するにすぎない。

本稿は大陸棚の共同開発に関するものであり、排他的経済水域(EEZ)に関する記述は基本的に捨象する。また、諸外国の例では、境界を画定したうえで共同開発を行なうものもあるが、本稿の検討は基本的に境界未画定の大陸棚における共同開発を念頭におく。

筆者は日本国政府の公務員であるが、本稿に記された見解はすべて筆者個人のものであり、政府の見解ではないことをあらかじめ付言しておく。

1 最近の日中間の海洋問題の経緯

(1) 東シナ海の特徴

東シナ海は、日中間に横たわる海域であり、南には台湾、北には韓国がある(次ページ地図参照)。日中間の距離は400海里に満たず、大陸棚の境界画定が必要である。また、琉球列島の近くに沖縄トラフと呼ばれる窪みが存在している。

これまでのところ、日中間では、漁業については境界を画定することなく暫定措置水域



を設ける漁業協定が締結されており⁽³⁾、また海洋の科学的調査についてはいわゆる相互事前通報の枠組みが構築されているが、大陸棚については協定や枠組みは存在しない。

(2) 大陸棚をめぐるやりとり

2003年8月、中国の石油開発企業2社はロイヤルダッチシェル社およびユノカル社と白樺(中国名：春暁)油ガス田の開発契約を締結し⁽⁴⁾、2004年5月には日中中間線の西側で施設の建設が始まった。白樺は日中中間線付近の油ガス田であり、中間線の中国側における資源開発であっても中間線の日本側の資源に影響を与える恐れがある。

2004年10月から問題解決のため局長レベルの協議が始まった⁽⁵⁾。日本政府は一貫して白樺油ガス田等の開発の中止と地下構造の関連情報の提供を求めているが、中国政府は応じていない。その間、日本政府は日中中間線付近の日本側で3次元物理探査を実施した⁽⁶⁾。

2006年8月25日、中国政府はUNCLOS第298条に基づく選択的除外宣言を行なった⁽⁷⁾。その結果、同条が規定する事項に関する限り、UNCLOS第15部第2節に定める強制力のある紛争解決手続は適用されないこととなった。

(3) 日中両国の立場

東シナ海の境界画定に関する日中両国の立場は以下のとおりである⁽⁸⁾。

日本側は、日中双方は領海基線から200海里までのEEZおよび大陸棚に対する権原を有しており、双方の200海里水域線が重なり合う部分については合意により境界を画定する必要があると主張している。詳細は本誌の別稿で扱われるため省くが、最近の国際裁判の判例

に基づけば、向かい合う国同士の領海基線の距離が400海里に満たない水域においては、いわゆる自然延長論が認められる余地はなく、また沖縄トラフのような海底の窪みを含む海底地形に法的な意味はないとされている。これに基づけば、いわゆる係争海域は日中双方の200海里水域線が重なり合う部分であり、境界画定は中間線を基に行なうことが衡平な解決になる。

これに対し、中国側は、東シナ海においては、大陸棚の自然延長や、大陸と島の対比等の特性を踏まえて境界画定がなされるべきであり、中間線による境界画定は認められないとする。そのうえで、具体的な境界線を示すことはないものの、中国の大陸棚は沖縄トラフまで延長していると主張している。

(4) 共同開発に関する提案

このように境界画定に関する立場の隔たりが大きいなか、大陸棚の共同開発を行なうことが模索された。第2回協議では中国側から共同開発の対象水域を中間線と沖縄トラフの間とする⁽⁹⁾との原則的な考え方が示され、第3回協議では日本側から、白樺、楠（中国名：断橋）等中間線を跨る構造を対象に共同開発を行なう、それ以外の水域については、中間線の西側は中国、東側は日本がそれぞれ試掘や開発を行なうことについて日中双方が異議を唱えない、共同開発について、日中間で最終的な合意が得られるまでの間は、中国側は白樺、榎（中国名：天外天）等については開発作業を中止する、ということの一つのパッケージとして提案した⁽¹⁰⁾。その後、第4回協議で中国側から東シナ海の南と北の二つの地点で共同開発を行なうとの提案があり⁽¹¹⁾、現在では冒頭にみたように、双方が受け入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行なう方向で議論が進んでいる。

2 日韓間の協定

(1) 南部協定締結の経緯と背景

南部協定⁽¹²⁾の交渉は1970年から始められ、1974年1月30日に署名、1978年6月22日に発効している⁽¹³⁾。南部協定より北側では、「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」が締結され、基本的に中間線を境界として画定している。

南部を共同開発としたのは境界画定に関する見解の相違があったためである。日本側は南部についても中間線により境界を画定すべきと主張したが、韓国側は自らの大陸棚が九州南西のトラフまで自然延長していると主張した。日本側は国際司法裁判所（ICJ）に付託することも提案したが、結局、共同開発を行なうことで合意をみた⁽¹⁴⁾。なお、これまでのところ、南部協定の対象区域では商業的な生産は行なわれていない。

南部協定では、北端から反時計回りに、日韓中間線、日中中間線、（日本を無視した場合に引かれる）韓中中間線、韓国が自然延長の結果として自らの大陸棚として主張した限界に囲まれる大陸棚を共同開発の対象とした⁽¹⁵⁾。

このように日韓中間線の日本側のみを共同開発の対象とした背景には、1969年のICJの北海大陸棚事件判決の影響がある。当時、韓国は、「……国際司法裁判所の判決だとかいろいろの材料を……整備いたしまして、自然延長論が正しいんだということで反論⁽¹⁶⁾し、日本

側は中間線を主張しつつも、「韓国が自然延長の外縁までと言って海溝の手前までを主張しておりますその主張を完全に論破するという事は、これは国際司法裁判所の判決に照らしましても……可能なことではない、非常に難しい問題である」⁽¹⁷⁾という認識があった。客観的にも、当時の国際法の下では、北海大陸棚事件判決は韓国側の立場を強めたと言えよう⁽¹⁸⁾。ただし、詳述は避けるが、その後、関連の国際法は発展しており、境界画定に関する最近の判例はいずれも中間線を検討のスタートラインとしていることに留意する必要がある。

(2) 南部協定の概要

共同開発の方式

南部協定は、共同開発区域を九つの小区域に分けている（ただし、後に六つの小区域に再編された）。そのうえで、日韓両国はそれぞれ各小区域について開発権者を認可する（協定第4条）。両国の開発権者は事業契約を締結し、合意により操業管理者を指定し、操業はこの操業管理者のみにより行なわれる（同第5条および6条）。両国の開発権者は採取される天然資源につき等分の分配を受ける権利を有し、費用を等しい割合で分担する（同第9条）。この費用には、協定の効力発生前に共同開発区域における調査のために要した費用が含まれる（合意議事録7）。日韓両国は、国内法の適用上、自国の開発権者が権利を有する部分については、自国が主権的権利を有する大陸棚において採取された天然資源とみなし（協定第16条）、自国の開発権者に対してのみ課税等を行なう（同第17条）。日韓両国は、自国が認可した開発権者が操業管理者として指定され、行動する小区域においては、天然資源の探査・採掘に関連する自国の法令を適用する（同第19条）。

このような枠組みを構築したうえで、協定のいかなる規定も共同開発区域に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する立場を害するものとみなしてはならないとのディスクレイマー条項がある（同第28条）。また、協定は基本的に50年間効力を有する（同第31条）。

若干の留意点

以上のように、南部協定は境界を画定せずに共同開発を行なうために、やや複雑な制度を構築している。その制度についての留意点を、他国の共同開発の例⁽¹⁹⁾も参照しつつ挙げておきたい。

第一に、南部協定は日韓中間線の日本側のみにおける共同開発協定であり、また両国の開発権者は採取される天然資源と費用を等分に分配する。

他国の共同開発協定でも、例えば1982年に発効したタイとマレーシアの覚書⁽²⁰⁾や、1992年のマレーシアとベトナムの覚書⁽²¹⁾は、境界を中間線とすることには問題がなかったが、特定の地形にどのような効果を与えるかをめぐり境界を画定できず、その結果として共同開発を行なうこととなった例であるが、資源開発にかかる費用と利益を等分に分配する。

その一方で、2003年に発効したナイジェリアとサントメ プリンシペの協定⁽²²⁾は、両国の中間線と、サントメ プリンシペの島に3分の1しか効果を与えなかった場合に引かれる線との間を共同開発の対象とし⁽²³⁾、費用と利益をナイジェリアが60%、サントメ プリンシペが40%で分配する。なお、境界画定交渉時のナイジェリア側の主張は、両国の海岸線の長

さの相違等の関連事情を考慮して中間線を修正すべしというものであり⁽²⁴⁾、自然延長論ではない。

2003年に発効したオーストラリアと東ティモールの協定⁽²⁵⁾は、両国の中間線と、それよりも東ティモール側の1500メートル等深線との間を共同開発の対象とし、油ガスの分配を東ティモールが90%、オーストラリアが10%とする。この協定は、もともとはそれ以前のオーストラリアとインドネシアの間の共同開発区域のうち、北部と南部を切り離し、中央部でオーストラリアとインドネシアが50%ずつ分配するとしていたものを、オーストラリアと東ティモールの間で90：10に変更したものである。

その他、境界画定をしたうえで、境界の両側の漁業資源と大陸棚の資源を共同開発とする例であるが、1995年に発効したギニア ビサウとセネガルの協定⁽²⁶⁾は、漁業資源を50%ずつ分け、大陸棚の資源はセネガルが85%でギニア ビサウが15%とする。

これらの諸外国の例から、共同開発の対象海域と、資源・費用の分配方法についての原則を見出すことは困難であり、それぞれが置かれた個別の事情を反映している。個別の事情の考慮に当たっては、権原の有無と境界画定の手法とが同じ問題ではないように、権原の有無と共同開発の資源・費用の分配とが単純な形で結びつくということもないであろう。ただし、特定の海域にどれくらい強い権原を有しているかということは、共同開発の方法にも一定の影響を与えらると思われる。その観点からは、南部協定が中間線の日本側のみを対象とし、資源を等分に分配している背景には、上述のとおり1969年の北海大陸棚事件判決があり、40年近くを経て国際法は発展していることに留意する必要がある。

第二に、南部協定は実際に操業を行なう者を一つに限定し、それにより共同開発区域内の管轄権の配分の問題も解決している。すなわち、自国が認可した開発権者が操業管理者である小区域においては、自国の国内法が適用される。漁業であれば、特定の区域のなかにおける操業に関して、双方が旗国主義に基づき自国籍の船舶に対してのみ管轄権を行使するという解決策がある。他方、大陸棚の開発には試掘から商業的生産に至るまでにさまざまな設備を設置する必要があり、そのような状況に対応するためには、特定の区域において一方の国の管轄権が行使されるとする方式には一定の利点があるものと思われる。

ただし、諸外国の例では、管轄権を「属人的」に配分するものもある。ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定と、オーストラリアと東ティモールの協定は、原則として自国民および自国に居住している者を自らの刑事管轄権の対象とし、第三国の者は双方の刑事管轄権の対象となる。

これに対し、タイとマレーシアの間の協定は、共同開発区域をほぼ二分する線を引き、刑事管轄権を「属地的」に分割する⁽²⁷⁾。これは、南部協定とは異なり、協定上、あらかじめ管轄権を分割する線を決めておくという意味で海域に着目し、管轄権の配分の問題を解決している。ただし、境界を画定できないのであれば、刑事管轄権を分割する線についても合意することは困難である場合も多いと思われる。

なお、特異な例として、ギニア ビサウとセネガルの協定の議定書⁽²⁸⁾は「事項別」に管轄権を分けており、鉱物や石油資源に関してはセネガル法が適用され、漁業資源に関しては

ギニア ビサウ法が適用される。ただし、両国間では一応、境界を画定していることに注意すべきである。

第三に、南部協定は、操業管理者の決定は両国の開発権者の合意によることとされ、合意が得られない場合には、最終的には、くじ引きにより決定されることとなっている。同時に、共同委員会が設置されるが、これは協定の実施に関する事項について協議する機関とされており、委員会自身が事業契約等の当事者となるわけではない。

諸外国の例では、例えば1994年に発効したコロンビアとジャマイカの間共同開発協定⁽²⁹⁾は、当事国が資源の探査および開発を共同で行なうとし、協定により設置される Joint Commission は、当事国に対する勧告的な機能しか有しない。他方で、共同委員会のような機関が大きな権限をもつ場合もある。ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定では、Joint Authority が開発契約を締結し、ギニア ビサウとセネガルの協定では、International Agency が両当事国の資源開発に関する権利と義務を承継するとされている。これらと比較すれば、南部協定は、共同委員会の権限は小さく、開発権者間の意思決定を尊重する枠組みとなっていると言えよう。

第四に、日韓の南部協定では、分担すべき費用のなかには協定の発効前に行なわれた調査費用が含まれる。この関連では、境界未画定の海域における行為が既得権として認知されることにはさまざまな見方がありうる。境界画定の文脈では、すでに与えられた石油利権は、紛争当事国の明示又は黙示の同意を構成しているような場合を除き、暫定的な中間線をシフトさせる関連事情にはならないとされている⁽³⁰⁾。共同開発の文脈でも、既得権を論拠とした議論が意味をもつかどうかは意見の分かれる問題であろう。

同時に、探査を含めた油ガス田開発には多額の初期投資を要する。したがって、現実的な解決策を模索する際に合意のパッケージの一部として既開発の油ガス田の扱いを柔軟に考えることはありうるであろう。例えばタイとマレーシアの覚書では、Joint Authority に探査および生産の権利と責任が与えられるが、そのことはすでに与えられたコンセッションや許可の効力に影響を与えるものではないとされる。また、セネガルとギニア ビサウの協定は、それまでに当事国の国庫から支出された石油探査のための費用は払い戻されるとする。さらに、ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定では、すでにナイジェリアが許可を与えた Akpo 油田⁽³¹⁾に隣接している部分を Special Regime Area とし、ナイジェリアが排他的な権利を有するとする。ただし、両国は同 Area をいったん共同開発区域のなかに入れて、そのうえでナイジェリアが権利を有することとしており、既開発の油田に隣接する部分を初めから共同開発区域の対象から除いているということではない。

第五に、南部協定は基本的に50年間有効である。油ガス田開発のように多額の固定費用を要し、その回収に時間がかかる事業を対象とする以上、当然のことながら協定の有効期限も長いものとならざるをえない。諸外国の例でも、タイとマレーシアの覚書は原則として50年間有効である。オーストラリアと東ティモールの協定は有効期限を基本的に30年とするが、協定の下で行なわれた石油活動は協定の失効後も同様の条件で行なわれると規定し、ナイジェリアとサントメ プリンシペの協定も同種の配慮をしている。

*

以上、日韓間の南部協定の特徴を列記した。他の例では、2001年に発効したクウェートとサウジアラビアの間の協定⁽³²⁾のように、一定の区域を設けたうえで、単に両国は天然資源を共有すると規定する簡潔なものもある。フォークランド周辺の共同開発に関する1995年の英国とアルゼンチンの共同宣言⁽³³⁾も、現実に開発を行なうためにはより詳細な事項についての決定が必要であろう。ただし、共同開発の実施に係る事項は調整が困難な要素を含んでいる可能性もある。例えば、タイとマレーシアの間の覚書は1982年に発効し共同開発の大枠を定めるが、その下で設置が予定されているJoint Authorityについての合意は1990年に署名されたままである。これらに対し、南部協定は共同開発の対象海域から始まり、共同開発の方法の細部まで定めている。

3 共同開発の意義

わが国は韓国との間で約30年前に大陸棚の共同開発に関する協定を締結した。法的な問題として、境界が未画定の海域における開発は関係国の共同開発によることが要求される⁽³⁴⁾のか、あるいは単に関係国は暫定的な取極を締結するために誠実な交渉を行なうことが求められているにすぎない⁽³⁵⁾のかという問題についてはすでに種々の見解が出されており、ここでは仔細に検討しない。同時に、このような純粋に法的な議論とは別に、関係国が共同開発に関する協定を締結するのは相応のメリットがあるということも念頭におく必要がある。

その一方、共同開発は境界画定紛争を解決する万能薬ではない。論者によっては、異なる政治・経済体制や経済発展のレベルは共同開発を困難にするとし⁽³⁶⁾、そのような例として東アジアを挙げる⁽³⁷⁾。以下、南部協定を参考に、現在、わが国が直面している問題を考えるにあたり、共同開発がもつメリットとその留意点を挙げてみたい。

(1) 共同開発のメリット

第一に、共同開発は大陸棚をめぐる紛争を一定の範囲内で解決し、安定的な状況を創出する。日中間ではこれまでも東シナ海における相手国の行為に対する抗議がたびたび行なわれている。相手国の一方的な行為に対する抗議は、政治的に妥当と判断される場合が多いのみならず、相手国の行為を黙認していないということを明らかにする。境界画定に関する両国の法的立場を害するものではないとの明確な前提の下で共同開発協定が締結されるのであれば、その限りにおいてかかる非難合戦は回避されるであろう。

第二に、東シナ海で開発に参画したいと考える民間企業からみても、境界未画定の海域で活動するには、安定的な枠組みが構築されていることが望ましい。市場原理に基づき行動する民間企業であれば、明日、どちらの国の大陸棚になるかわからない個所での投資は高いリスクを伴う。実際、当初白樺油ガス田の開発に参画した欧米の企業は、その後、計画から撤退している。共同開発協定ができれば予測可能な状況下で投資を行なうことができる。

第三に、一つの鉱床をいかに経済的に効率よく採掘するかという観点からみても、共同

開発は有意義である。国家間の問題ではなくても、二者が自らが権利を有すると信じる個所からそれぞれ採掘を行ない、どちらが先に単一の鉱床の油ガスを採掘し尽くすかという競争を行なうことは、一つの選択肢である。しかし、鉱床には採掘のしやすい個所と、しにくい個所があり、最も効率的に採掘できる個所に共同で杭を打ち込んで生産物を分配するほうが全体の費用を抑えられるであろう。

(2) 共同開発の留意点

他方で、共同開発についての合意は容易に得られるとは限らず、また境界画定にはない「副作用」もありうる。

第一に、共同開発の対象海域とそれに関連する問題が挙げられる。上述のとおり、日韓間の南部協定は自然延長論が有効な時代に交渉・締結されたものであり、現在の国際法の下では中間線の日本側のみを共同開発の対象とする根拠は弱くなっている。また、日中間で対象海域を決定する場合には、日韓間の南部協定の対象海域との関係も考える必要がある。これらの制約のなかで日中間の共同開発は模索されなければならない。

なお、対象海域がどこかという問題は、対象海域の外側がどのように扱われるかということと関連する。南部協定はいわゆるディスクレマー条項を設け、境界画定等の問題についての双方の立場を害さないとされている。このことは、共同開発区域の外にある相手国側海域を相手国の大陸棚として扱う必要はないということも意味する。しかし、よほど一方的な内容で共同開発区域を設定しない限り、現実にはお互いが共同開発区域の外側の自国側海域を自国の大陸棚として扱うであろう。

そしてそれが顕著に表われるのは、共同開発区域の内外に鉱床が一体化している場合であるように思われる。例えば、グレーター・サンライズ油田はオーストラリアと東ティモールの共同開発区域の内外に鉱床が一体化している。同油田の開発協定⁽³⁸⁾は未発効であるが、資源の20.1%は共同開発区域に、79.9%はオーストラリアに帰属するとする。これが発効すれば、共同開発区域からはみ出す個所は現実にはオーストラリアの大陸棚として扱われるであろう。

換言すれば、実体的に共同開発区域の外側の自国側海域を自国の大陸棚として扱うことにつき、お互いに異議を唱えないのであれば安定的な秩序がもたらされる。ただし、それは共同開発協定が予定していることではなく、むしろ表向きは否定していることであろう。

第二に、共同開発区域内で適用される国内法は単純に境界を画定する場合に比して、はるかに複雑なものとなりうる。南部協定の場合は、それを実施する特別措置法は鉱業法の適用をいったん排除したうえで、探査権と採掘権からなる特定鉱業権を設け、条約の国内実施を担保している。そのほかにも、例えば相手国が管轄権を行使すべきところを現実に行使しない場合にはどうなるのか等の問題を整理しておく必要がある。これらは、条約上の制度と国内法が異なっていたり、二国の管轄権の競合が生じることによる問題であり、日中間でも問題となりうる。

第三に、南部協定は基本的に50年間の大陸棚開発の枠組みを構築した。同時に、少なくとも50年間は南部協定の対象海域では大陸棚の境界は画定されないであろう。境界を画定

することだけがゴールではないが、未来永劫、共同開発を行なうということでは、問題の根本的な解決は境界の画定によりもたらされる必要がある。共同開発には境界画定に向けたモメンタムを遠ざける副作用があるように思われる。

結 語

以上のように、現実に機能する共同開発協定を作成しようとすると、きわめて細部にわたる事項について合意しなければならず、共同開発は決して安易な解決策ではない。ただし、境界画定にあたって原理原則論の対立が存在し、そのために現実に開発ができないという事態は双方の当事国と国民にとって利益とはならない。例えば、数十年間、境界画定の問題を凍結する覚悟があるのであれば、共同開発は有効な解決策の一つであると思われる。そしてその過程でさまざまな知恵が出てくるであろうし、その結果として二国間の紛争を協力案件に転化する余地もあるかもしれない。残念ながら、日韓の南部協定の対象海域では商業的な生産は行なわれていない。しかし、日中間では政治的にも経済的にも両国に利益のある枠組みが構築できる可能性はあると思われる。

- (1) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704_kh.html (以下、インターネットのアドレスは平成19年8月19日に訪れたもの)
- (2) 共同開発の定義にはさまざまなものがありうるが、本稿では便宜的に「関係国が大陸棚の非生物資源の探査・開発のために協力すること」として論を進める。共同開発の概念については、次を参照。三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発 東西センターの研究集会の議論を中心として」、山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望』、有斐閣、1986年、194ページ; David M. Ong, “Joint Development of Common Offshore Oil and Gas Deposits: ‘Mere’ State Practice or Customary International Law?” *American Journal of International Law*, Vol. 93, No. 4 (October 1999) p. 772, note 8.
- (3) 詳細については次を参照。Nobukatsu Kanehara and Yutaka Arima, “New Fishing Order,” *The Japanese Annual of International Law*, No. 42 (1999) pp. 1 31.
- (4) 当初、ロイヤルダッチシェル社およびユノカル社は各々20%を出資していたが、2004年9月に「商業的な理由」により計画から撤退した (http://www.shell.com/home/content/china-en/news_and_library/press_releases/2004/ecs_e_2909.html)
- (5) 平成19年8月時点までで、第1回は平成16年10月25日、第2回は平成17年5月30日 31日、第3回は同年9月30日 10月1日、第4回は平成18年3月6日 7日、第5回は同年5月18日、第6回は同年7月8日 9日、第7回は平成19年3月29日、第8回は同年5月25日、第9回は同年6月26日に行なわれている。
- (6) <http://www.meti.go.jp/press/20050401007/20050401007.html>
- (7) http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#China%20after%20ratification
- (8) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html
- (9) 平成17年6月2日の衆議院予算委員会(議事録4ページ)の小平信因資源エネルギー庁長官の答弁。
- (10) 平成17年10月7日の衆議院安全保障委員会(議事録12 13ページ)の佐々江賢一郎アジア大洋州局長の答弁。
- (11) 平成18年3月15日の衆議院外務委員会(議事録2ページ)の梅田邦夫アジア大洋州局参事官の答弁。
- (12) 概要については次を参照。小田滋「日韓大陸棚協定の締結」『ジュリスト』第559号(1974年5月

- 1日)、98-103ページ;水上千之『日本と海洋法』、有信堂、1995年、119-142ページ; Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. I, Martinus Nijhoff Publishers, 1996, pp. 1057-1089; Masahiro Miyoshi, "The Japan/South Korea Joint Development Agreement of 1974," in Hazel Fox (ed.) *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, Vol. II, 1990, the British Institute of International and Comparative Law, pp. 89-101.
- (13) 中国は、協定署名後の1974年2月4日、南部協定は「中国の主権を侵犯する行為である」と批判した。
- (14) 昭和52年6月2日の参議院外務委員会(議事録10-11ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (15) 昭和51年10月22日の衆議院外務委員会(議事録9ページ)の村田良平条約局参事官の答弁。
- (16) 昭和52年4月22日の衆議院外務委員会(議事録7ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (17) 昭和52年6月2日の参議院外務委員会(議事録17ページ)の中江要介アジア局長の答弁。
- (18) Choon-ho Park, "The Sino-Japanese-Korean Sea Resources Controversy and the Hypothesis of a 200-Mile Economic Zone," *Harvard International Law Journal*, Vol. 16, 1975, pp. 41-42; Sang-Myon Rhee and James MacAulay, "Ocean Boundary Issues in East Asia: The Need for Practical Solutions," in Douglas M. Johnston and Philip M. Saunders(eds.) *Ocean Boundary Making*, Croom Helm, 1988, p. 97.
- (19) 共同開発の例の概観は次を参照。Masahiro Miyoshi, "The Joint Development of Offshore Oil and Gas in Relation to Maritime Boundary Delimitation," in *Maritime Briefing* (International Boundaries Research Unit [Durham University]) Vol. 2, No. 5, 1999; Hazel Fox et al., *Joint Development of Offshore Oil and Gas*, British Institute of International and Comparative Law, 1989, pp. 53-66.
- (20) Memorandum of Understanding between the Kingdom of Thailand and Malaysia on the Establishment of a Joint Authority for the Exploitation of the Resources of the Sea-Bed in a Defined Area of the Continental Shelf of the Two Countries in the Gulf of Thailand. ただし、1990年に署名されたJoint Authorityに関する詳細を規定する別途の合意は未発効である。Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *supra* note 12, pp. 1107-1110; Kriangsak Kittichaisaree, *The Law of the Sea and Maritime Boundary Delimitation in South-East Asia*, Oxford University Press, 1987, pp. 189-192.
- (21) Memorandum of Understanding between Malaysia and the Socialist Republic of Vietnam for the Exploration and Exploitation of Petroleum in a Defined Area of the Continental Shelf Involving the Two Countries, in Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. III, pp. 2335-2344.
- (22) Treaty between the Federal Republic of Nigeria and the Democratic Republic of Sao Tome and Principe on the Joint Development of Petroleum and Other Resources, in Respect of Areas of the Exclusive Economic Zone of the Two States. 以下、特段の断わりがない限り、諸外国の協定は次のサイトから入手した。http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/index.htm
- (23) David A. Colson and Robert W. Smith(eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. V, Martinus Nijhoff Publishers, 2005, p. 3641.
- (24) *Ibid.*, p. 3640.
- (25) Timor Sea Treaty.
- (26) Management and Cooperation Agreement between the Government of the Republic of Senegal and the Government of the Republic of Guinea-Bissau.
- (27) 協定は、刑事管轄権のみを分割するが、石油施設にとっては民事管轄権のほうが重要であるとの指摘もある。Ian Townsend-Gault, "The Malaysia/Thailand Joint Development Arrangement," in Hazel Fox (ed.) *supra* note 12, pp. 103-104.
- (28) Protocol of Agreement Relating to the Organization and Operation of the Agency for Management and Cooperation between the Republic of Senegal and the Republic of Guinea-Bissau, instituted by the Agreement of 14

- October 1993, at *supra* note 21, pp.2260 2278.
- (29) Maritime Delimitation Treaty between Jamaica and the Republic of Colombia.
- (30) *Case Concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening)* Judgment of 10 December 2002, paras. 302 304 (at <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=cn&case=94&k=74>)
- (31) *Supra* note 23, p. 3639, note 1.
- (32) Agreement between the Kingdom of Saudi Arabia and the State of Kuwait Concerning the Submerged Area Adjacent to the Divided Zone.
- (33) Cooperation Over Offshore Activities in the South West Atlantic, UK/Argentine Joint Declaration on Hydrocarbons, 27 September 1995. ただし、本年3月29日の英外務省報道官の発言によれば、この宣言に基づく協力は成功していない模様である (<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029390554>)
- (34) William T. Onorato, “Apportionment of an International Common Petroleum Deposit,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 26, Part 2 (April 1977) p. 337.
- (35) David M. Ong, *supra* note 2, p. 792 798; 西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』第1321号(2006年10月15日) 56 57ページ; Peter D. Cameron, “The Rules of Engagement: Developing Cross-Border Petroleum Deposits in the North Sea and the Caribbean,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 55, Part 3 (July 2006) p. 561.
- (36) Robin R. Churchill, “Joint Development Zones: International Legal Issues,” in Hazel Fox (ed.) *supra* note 12, p. 67.
- (37) Douglas M. Johnston and Phillip M. Saunders, “Ocean Boundary Issues and Developments in Regional Perspective,” in Douglas M. Johnston and Philip M. Saunders (eds.) *supra* note 18, pp. 319 328.
- (38) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste relating to the Unitisation of the Sunrise and Troubadour Fields, *supra* note 23, pp. 3872 3899.

はまもと・ゆきや 外務省経済局
サービス貿易室首席事務官